## 4 月の税務

## － 4 月 11 日

1． 3 月分源泉所得税•住民税の特別徵収税額の納付
－4月15日
2．給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があると きは4月15日までに関係の市町村長に要届出
－月 2 日
3．公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
4．2月決算法人の確定申告く法人税•消費税•地方消費税 －法人事業税•（法人事業所税）•法人住民税〉
5．2月，5月，8月，11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税•地方消費税〉
6．法人•個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税•地方消費税〉
7．8月決算法人の中間申告く法人税•消費税•地方消費税 －法人事業税•法人住民税〉（半期分）
8．消費税の年税額が 400 万円超の5月，8月，11月決算法人の 3 月ごとの中問申告〈消費税•地方消費税〉
9．消費税の年税額が 4800万円超の1月，2月決算法人 を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は 2 か月分）〈消費税•地方消費税〉
－月中において市町村の条例で定める日
10．軽自動車税（種別割）の納付
賦課期日 $\cdots 4$ 月 1 日
11．固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
－ 4 月 日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれ か遅い日以後の日までの期間
12．固定資産課税台帳の縦覧期間

－市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等 13．固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出








手







手
順
（1）
淮
俭




## パートナーシップ構築宣言の概要

国際競争力強化や新型コロナウイルス克服後の未来を切り拓くことを目指し，サプライチェーン全体で の「付加価値向上」の取組みや規模•系列等を超えた「オープンイノベーション」などの新たな連携を促進すること，そして新型コロナウイルス感染症の影響など経済状況の悪化を踏まえて中小企業•小規模事業者への「取引条件のしわ寄せ」を防止するとともに，「下請取引の適正化」を進めることなどを目的と しています。

## 1．サプライチェーン全体での付加価値向上へ

■サプライチェーンの頂点企業が，サプライチェーン全体の競争力向上を自らの課題と考え，サプラ イチェーン全体の競争力向上や信頼関係の強化が期待される。
■系列•業種•規模•地域を超えた「オープンイノベーション」の推進が期待される。
■「イコールパートナー」として新たな取引関係を生むツールとしての活用が期待される。

## 2．親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守が進む

■宣言策定の過程で，自社の取引が振興基準に適合しているか確認するきっかけになる。
「「発注者と受注者の間」や「大企業の経営層と購買部門の間」にある取引価格の実態に関する認識 ギャップの解消や，取引条件の「しわ寄せ」防止，「適正な取引価格」の実現につながる。
■サプライチェーンの中で，取引先に価格協議を申し入れるきっかけにできると期待できる。
■取引先との共存共栄の関係を築こうとする会社（ホワイト企業）として，認知される。
■「SDGs」（持続可能な開発目標）の取組みを同時達成。「CSR」（企業の社会的責任）や「CSV」（共通価値の創造）等にも合致する。

## 宣言企業の特典

- 「宣言」が公式ポータルサイトに掲載•公表される
- 宣言企業は「ロゴマーク」を使うことができる
- 一部の補助金（ものづくり等補助金や省エネ補助金等）で加点措置 が講じられる


